

【資料】国際海洋法裁判所「富丸事件」 (早期釈放) 2007年8月6日判決

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】「第53富丸事件」(日本対ロシア連邦) (早期釈放) 国際海洋法
裁判所判決
判決
柳井裁判官の宣言

はしがき

以下に訳出するのは、2007年8月6日に国際海洋法裁判所(ITLOS)が言い渡した「富丸事件」(早期釈放、日本対ロシア)(第15号事件)に関する判決である。

第53富丸(以下、「富丸」)は、日本の会社が所有する漁船であり、釧路市で登録された。同船は、2006年10月31日にロシア排他的経済水域内で不法操業の嫌疑で拿捕され、ロシアの港に抑留された。日本政府は、翌2007年7月6日に、富丸とその乗組員の早期釈放を求めて提訴し、裁判所は翌月8月6日に、判決を言い渡した。本資料は、この判決を訳出したものである。

本件裁判は、ITLOSが発足して以来9件目の早期釈放事件であるが、初めて本案で船舶の釈放を認めなかった事案となった。これと比較されるのが、同日に言い渡された、裁判当事国が同じであり同じく早期釈放事件である、豊進丸事件(第14号事件)の判決である¹⁾。判決の結論は本件裁判と異なるものとなった

1) この判決の翻訳として、佐古田彰「【資料】国際海洋法裁判所『豊進丸事件』(早期釈放) 2007年8月6日判決」『西南学院大学法学論集』50巻2・3号(2018年) 213頁。早期釈放裁判の簡単な説明として、同資料213-214頁参照。

が、それは、ロシア法制において船舶の釈放手続と保証金制度が複雑であることが一因であった（柳井裁判官の宣言を参照）。そのため、富丸の船主が適切な対応ができず、その結果、本件富丸事件判決と豊進丸事件判決の結論を異なるものとした。ただ、判決文を見てもその点は必ずしも判然としない。ここで、便宜のため、国際海洋法裁判所の判決時点までの本件事実の事実関係を、ロシア法に基づく船舶釈放手続と保証金に限定して、簡単に整理しておく。

・船長に対する刑事裁判：ロシア刑法に基づく

2006年10月31日、船長の身柄を拘束

11月8日、Petropavlovsk-Kamchatskii市裁判所で刑事裁判開始

2007年5月15日判決。50万ルーブルの罰金、生物資源に対する損害賠償として900万ルーブル（ただし、船長は50万ルーブルを支払ったが、900万ルーブルは支払わず）

5月30日、船長に日本への帰国を許可

船長がカムチャツカ州地方裁判所に上訴（日付不明）、係属中

・船主に対する行政裁判：ロシア行政的違法行為法に基づく

2006年10月31日、富丸を拿捕

11月14日、Petropavlovsk-Kamchatskii市裁判所で行政裁判開始

12月28日、同裁判所判決。286万ルーブルの罰金と船舶没収を命令

2007年1月6日、船主はカムチャツカ州地方裁判所に上訴

1月24日、同地裁が市裁判所判決を支持

3月26日、船主は同地裁判決に対する監督的再審をロシア最高裁に申し立て

4月9日、連邦財産管理庁執行令により船舶を差し押さえ、連邦財産登録簿に記載される

(7月6日、日本政府がITLOSに提訴、7月21～23日、ITLOSで口頭弁論)

7月26日、ロシア最高裁が再審裁判の申立てを棄却

(8月6日、ITLOS判決)

このように、裁判は、船長に対するものと船主に対するものの2つが並行して行われた。しかし、いずれの裁判においても、ロシア側から船舶釈放に係る保証金の額は示されていない。実際のところ、船主側はロシアのあちこちの関係機関に対して保証金の額を示してもらいたいとする請願を行ったが、どこからも明確な回答が得られず（判決33項～41項）、その間に船舶の没収手続が進行した。そして、ITLOSで審理をしている間にロシアの最高裁で監督的再審手続の異議申立てが棄却され、これで船主に対する裁判が終結し、富丸の没収が確定した。柳井裁判官の宣言が指摘するように、結局のところ、船長に対する刑事裁判で示された900万ルーブルの損害賠償額が、船舶釈放に係る保証金であったようである。ITLOSは、本件裁判において、船主から船舶釈放に係る保証金が支払われず、船舶が没収されこれが確定したことを理由に、早期釈放の申立ての目的が失われたとして釈放を認めなかったが、その背景となる事実に留意する必要がある。詳細は、下記に訳出した判決文と柳井裁判官の宣言をご覧ください。

【翻訳】 「第53富丸事件」 (日本対ロシア連邦) (早期釈放) 国際海洋法裁判所判決

目 次

序	1～21項
事実の概要	22～47項
管轄権	48～55項
受理可能性	56～58項
没収の効果	59～81項
主文	82項

判 決

臨席者：WOLFRUM所長；AKL次長；CAMINOS、MAROTTA RANGEL、YANKOV、KOLODKIN、PARK、NELSON、CHANDRASEKHARA RAO、TREVES、NDIAYE、JESUS、COT、LUCKY、PAWLAK、YANAI、TÜRK、KATEKA、HOFFMANN各裁判官；GAUTIER書記

下記の者により代表される日本と下記の者により代表されるロシア連邦の間における富丸事件において

(両当事国代表団リスト：略)

上記の裁判官から構成される国際海洋法裁判所は、
裁判官評議の結果、
次のとおり判決を言い渡す。

序

1. 2007年7月6日、国連海洋法条約（以下、「海洋法条約」または「条約」とする。）292条に基づき、日本から、ロシア連邦を被告とする第53富丸（以下、「富丸」とする。）及びその乗組員の釈放に関する申立訴状が、裁判所書記に電子メールで提出された。この申立訴状には、2007年7月6日付の日本国外務省国際法局長である小松一郎氏からの書簡が添付されていた。この書簡は、日本国外務大臣が小松氏を日本国の代理人に任命したことを裁判所書記に通知する文書を、送付するものであった。この書簡は同時に、裁判所書記に対し、在ハンブルグ・日本国総領事である石原忠勝氏を共同代理人に任命したことを、通知した。本件申立訴状と日本国代理人の書簡の原本は、2007年7月9日に届いた。
2. 2007年7月6日に、本件申立訴状の写しが電子メール及びファクシミリで在ベルリン・ロシア連邦大使館に送付された。2007年7月10日に、本件申立訴状の原本の認証謄本が在ベルリン・ロシア連邦大使館に送付された。
3. 2007年7月6日付の口上書で、裁判所書記は、ロシア連邦外務大臣に対し、国際海洋法裁判所規則（以下、「ITLOS規則」とする。）111条4項に基づき、ロシア連邦は弁論開始の96時間前までに反論書を提出することができることを、通知した。
4. 2007年7月9日付の命令で、裁判所長は、ITLOS規則112条3項に基づき、本件申立てに係る弁論の開始日を2007年7月21日と定めた。この命令は、直ちに両当事国に通知された。
5. 本件申立ては第15号事件として総件名簿に記載され、本件事件は「富丸事件」と名付けられた。
6. 2007年7月9日付の口上書で、裁判所書記は、国際海洋法裁判所規程（以下、「ITLOS規程」とする。）24条3項に基づき、海洋法条約の締約国に対して本件申立てについて通報した。
7. 2007年7月10日に、裁判所長は、ITLOS規則45条及び73条に従い、両当事国の代表と協議を行い、所長は本件裁判手続の問題に関して両者の意向を確認し

た。日本国代表はこの協議の場に参加し、ロシア連邦代表は電話で参加した。

8. 2007年7月11日に、裁判所書記は、1997年12月18日の国連—海洋法裁判所協力関係協定に基づき、国連事務総長に対し本件申立訴状が受理されたことを、通報した。

9. 2007年7月11日に、裁判所書記は、ロシア連邦外務省第一次官からの同日付書簡で、ロシア連邦の代理人としてロシア連邦外務省法務部次長Evgeny Zagaynov氏を任命したことの通知を受けた。この書簡により、裁判所書記は、在ハンブルグ・ロシア連邦総領事Sergey Ganzha氏を共同代理人に任命したことの通知を受けた。

10. 2007年7月12日、18日及び21日に、日本国代理人は、本件申立てを支持するための追加書類を送付し、その写しがロシア連邦に送付された。

11. 2007年7月17日に、ロシア連邦は反論書を提出し、その写しが直ちに日本国代理人に送付された。同日に、ロシア連邦は、その反論書を支持するための追加書類を提出し、その写しが日本国に送付された。

12. 2007年7月9日付、12日付及び13日付の各書簡で、裁判所書記は、日本国共同代理人に対し、ITLOS規則63条1項及び64項3項に従い、すべての証拠書類を提出するよう要請した。2007年7月11日及び13日に日本国共同代理人は、また2007年7月18日に日本国代理人は、その証拠書類を提出し、その写しがロシア連邦に送付された。

13. 2007年7月18日に、裁判所長は、ITLOS規則45条及び73条に基づき、両当事国の代理人と協議を行った。この協議において、所長は、各当事国が行う弁論の順序と時間及び両国が口頭手続において提出する証拠について、それぞれの意向を確認した。

14. 当裁判所は、ITLOS規則68条に従い、口頭手続の開始に先立ち2007年7月20日に冒頭評議を行った。

15. 日本国代理人とロシア連邦代理人は、口頭手続の開始に先立ち、「国際海洋法裁判所における裁判の準備及び弁論の仕方に関する指針」の14項に基づき要請される情報を提供した。

16. ITLOS規則67条2項に基づき、訴答書面の写し及び訴答書面の付属書類の写しが、口頭手続の開始日に公開された。

17. 2007年7月21日及び23日に4回の公開廷において、次の者による口頭陳述が行われた。

日本国のために： （訳者注：陳述者名略）

ロシア連邦のために： （同上）

18. 2007年7月20日に、ロシア連邦の副代理人であるVadim Yalovitskiy氏は、ロシア語で陳述を行った。ITLOS規則85条に従って、彼の陳述が裁判所の公用語に通訳されるよう必要な措置がとられた。

19. 2007年7月21日に、当裁判所が取り上げるよう希望した諸問題の一覧を、両国代理人に通告した。その後、2007年7月21日に申立国が、2007年7月24日に被告国が、これらの問題に対する書面による回答を提出した。

20. 日本の申立訴状及びロシア連邦の反論書において、以下の申立主張²⁾が示された。

日本国のために

本件申立訴状の記述より

「申立国は、国連海洋法条約（以下、『条約』とする。）292条に基づき、国際海洋法裁判所（以下、『裁判所』とする。）に対し、以下の内容の判決を言い渡すよう要請する。

- (a) 裁判所は、被告国が条約73条2項に基づく義務に違反して第53富丸（以下、『富丸』とする。）の抑留に関する本件申立てを審理する管轄権を有する、と宣言すること、
- (b) 申立国の本件申立ては受理可能であること、申立国の主張は十分な根拠があること、及び、被告国は条約73条2項に基づく義務に違反したこと、を宣言すること、並びに、
- (c) 被告国に対し、裁判所が合理的と考える条件で富丸を釈放するよう、命じる

2) 訳者注：訳語について、佐古田「前掲資料」（注1）219頁脚注2）参照。

こと。」

ロシア連邦のために

反論書における記述より

「ロシア連邦は、裁判所に対し、日本の申立訴状の1項で求められた命令を棄却するよう、要請する。ロシア連邦は、裁判所に対し、以下の命令を言い渡すよう要請する。

(a) 日本の本件申立ては受理できないこと、

(b) 仮にこの(a)が認められない場合、申立国の主張は十分な根拠がないこと、及び、ロシア連邦は国連海洋法条約73条2項に基づく義務を履行したと。」

21. ITLOS規則75条2項に従い、両当事国は、2007年7月23日に弁論を終えるに当たり次の最終申立主張を示した。

日本国のために

「(訳注：本件申立訴状の記述内容(前述20項)と同文)」

ロシア連邦のために

「(訳注：反論書の記述内容(前述20項)と同文)」

事実の概要

富丸への乗船と立入検査

22. トロール船・富丸は、金井漁業(株)が所有し運用する漁船であり、同社は日本で登記されている会社である。富丸は、抑留された時、日本の旗を掲げていた。

23. ロシアの権限ある当局が富丸に発行した漁獲許可証によると、同船は2006年10月1日から12月31日の期間、ロシア連邦の排他的経済水域内のベーリング海西部海域において、スケトウダラ(walleye pollack)の漁獲許可を得ていた。この漁獲許可が定めた漁獲割当量は、スケトウダラ1,163トン、ニシン(herring)

18トンであった。

24. 2006年10月31日、富丸はロシア連邦の排他的経済水域内の上記指定海域において漁獲を行っていたところ、漁業取締船Vorovskii号の監督官により乗船され、ロシア連邦の連邦保安庁北東沿岸国境警備局の担当官による立入検査を受けた。北東沿岸国境警備局からカムチャツカ州³⁾自然保護地域間検察部（Inter-district Prosecutor's Office）宛ての2006年11月5日の書簡によると、同船内の船倉を立入検査したところ、書類に記載のない5.5トンのスケトウダラが発見された。同船は、詳しく捜査するため、行き先を変えAvachinskiy湾に曳航された。

25. 2006年11月9日付口上書で、Petropavlovsk-Kamchatskii市に所在するロシア連邦外務省代表部は、在ウラジオストク・日本国総領事館に対し、次の内容を通告した。すなわち、2006年11月8日に富丸に対して検査を行ったところ、船内において、操業日誌に記載されていない内蔵処理済みのスケトウダラ20トン以上と、「漁獲が禁止されている、多種類の冷凍ヒラメ類（halibut）19.5トン以上、エイ類（ray）3.2トン、タラ（cod）4.9トン及び他の種類の底魚（bottom fish）3トン以上」が、発見されたこと、である。その後、2006年12月22日付の書簡で、カムチャツカ州自然保護地域間検察部は、在ウラジオストク・日本国総領事館に対し、不法に漁獲された魚の正確な分量は「6万2,186.9キログラムで確定され、ロシア連邦における海洋生物資源に対する損害額は880万ルーブル（約34万5,000ドル）である」ことを、通告した。

抑留国による裁判手続の開始

26. 2006年12月1日のロシア連邦検察庁からの在ウラジオストク・日本国総領事館宛て書簡によると、2006年11月8日に富丸船長に対し刑事裁判が開始された。その犯罪嫌疑は、「ロシア連邦の排他的経済水域における天然資源の無許

3) 訳注：「カムチャツカ州」は、本件判決直前の2007年7月1日より「カムチャツカ地方」となった。判決文では州または地方の行政区分の名称は付されていないため、その変更は判決文に現れない。本訳文では、市・州・地方の行政区分を明確にするため行政区分の名称を付したが、「カムチャツカ」については「カムチャツカ州」で統一して表記した。

可操業であり、これにより海洋生物資源に対し850万ルーブル以上の多大な環境損害を与えた」が、これはロシア連邦刑法253条2項が規定する犯罪行為である、という。同船長は、その刑事裁判のための予審と審問が終了するまでの間、Petropavlovsk-Kamchatskii市に留まるよう、命じられた。

27. ロシア連邦刑法253条2項は、次の規定である。

[申立国によるロシア語からの英訳]

「適当な許可なく行われたロシア連邦大陸棚又はロシア連邦排他的経済水域の天然資源の調査、概査及び開発は、10万ルーブル以上50万ルーブル以下の罰金若しくは被告人が1年以上3年以下の期間で得られる賃金その他の収入の額の罰金の刑又は2年以下の矯正労働の刑により、処罰される。この刑は、3年以下の期間で、一定の職業に就く権利又は一定の活動を行う権利の剥奪を伴うことがある。」

28. 富丸の船体は、ロシア連邦刑事訴訟法82条における刑事裁判の物的証拠とされ、Avachinskiy湾に抑留された。

29. 本件申立訴状によると、富丸の漁獲物のうち不法とされた分量については、被告国の当局により没収された。残りの漁獲物は同船の所有者の代理人が売却し、その価額が同所有者に渡された。

30. 他の乗組員は捜査の終了後にロシア連邦から出国することを許されたことについて、両国間に争いはない。

31. 2006年11月14日に、同船の所有者に対し、ロシア連邦行政的違法行為法8.17条2項の違反の嫌疑で行政裁判手続が開始された。

32. この行政的違法行為法8.17条2項は、次の規定である。

[被告国によるロシア語からの英訳]

「ロシア連邦の内水、領海、大陸棚又は排他的経済水域における水生生物資源の漁獲及びその保護に関する規則、水面の利用のための許可の条件又は水生生物資源の漁獲のための許可条件に違反する行為は、その行政的違法行為の対象である当該水生生物資源の額の半額以上全額以下の金額の行政罰金の刑により、処罰される。この刑は、当該行政的違法行為を行った船舶その他の道具の没収

を伴うことがある。

違反行為を行った者が公務員である場合には、その行政的違法行為の対象である当該水生生物資源の額以上その1.5倍の額以下の金額の行政罰金の刑により、処罰される。この刑は、当該行政的違法行為を行った船舶その他の道具の没収を伴うことがある。

違反行為を行った者が法人である場合には、その行政的違法行為の対象である当該水生生物資源の額の2倍以上3倍以下の金額の行政罰金の刑により、処罰される。この刑は、当該行政的違法行為を行った船舶その他の道具の没収を伴うことがある。」

保証金の額の決定を求める請願

33. 2006年11月30日に、洋恵水産（抑留された別のトロール船・第5洋恵丸の船主）の代表者が、日本の3法人（富丸船主である金井漁業を含む。）に対して開始された裁判に関して、ロシア北東沿岸国境警備局宛てに書簡を送った。その内容は、「我々は、それぞれの船長が行った行為について謝罪し、ロシア法が定めるすべての適当な罰金の支払いを保証する」とともに、「ロシア側が定める保証金の提供の後に我々の船舶の釈放の可能性」を考慮するよう要請する、というものであった。この要請に対し、2006年12月14日に、北東沿岸国境警備局は、在ウラジオストク・日本国総領事館に対し書簡を送り、同総領事館に対し各船長はカムチャツカ州自然保護地域間検察部により取り調べを受けていることを関係各社の代表者に通告するよう、求めた。

34. 2006年12月1日付書簡で、カムチャツカ州自然保護地域間検察部は、在ウラジオストク・日本国総領事館に対し、「船主は船長の不法行為について責任を有するが、しかし、今のところ、船主は損害金額に相当する保証金を提供するとの申し出を行っていない」、と述べた。その書簡には、「抑留されている船舶の釈放に関する決定は、当該団体（つまり船主）に対する行政的違法行為に係る裁判に関する裁判費用を含め、保証金が提供された後に、行われる」こと

が、記された。

35. 2006年12月8日に、当該船主は、カムチャツカ州自然保護地域間検察部に對し、船舶の釈放のための保証金の額を決定してもらいたいとする請願書を、送付した。

36. 2006年12月12日付のカムチャツカ州自然保護地域間検察部からの書簡で、船主は次の内容の通知を受けた。「損害額の見積りによると、ロシア連邦に生じた損害の額は、880万ルーブルに相当する。保証金が口座に支払われれば、カムチャツカ州自然保護地域間検察部は、トロール船第53富丸を自由に使用することを妨げない」。880万ルーブル（約34万5,000ドル）の金額は、支払われなかった。

37. 2006年12月14日に、船主は、北東沿岸国境警備局に宛てて、「本件行政的違法行為事件に関する請願書」を送付した。この書簡において、同船主は、カムチャツカ州自然保護地域間検察部が「第53富丸の船長に対する刑事事件において、船舶が釈放されるための保証金の額を定めた」ことに留意しつつ、「前述の事実関係を踏まえて、私は、第53富丸の船主に対する行政的違法行為事件について保証金の額を定めるよう要請する」ことを、付記した。

38. 船主は、船長がPetropavlovsk-Kamchatskii連邦裁判所で取り調べを受けている旨の通告を受けて、本件行政裁判手続に関してPetropavlovsk-Kamchatskii市裁判所に対して、保証金について同様の要請を行った。

39. 2006年12月19日付の決定で、同市裁判所は、次に示すような理由で、富丸についての合理的な保証金の額の設定を求める請願を、却下した。

[申立国によるロシア語の英訳]

「行政的違法行為に係る決定の執行を確保するための措置は、ロシア連邦行政的違法行為法27.1条及び27.14条の定めるところに従い、当該船舶の差押えという方法で執られている。……

ロシア連邦行政的違法行為法は、行政的違法行為事件の被告人が保証金を支払えば当該財産の差押えを解除するということを、定めていない。

行政的違法行為法29.10条3項によると、……差し押さえられている財産に關す

る問題は、……当該行政的違法行為事件の裁判における決定が取り扱う。」

40. 行政的違法行為法29.10条3項は、次の規定である。

[申立国によるロシア語からの英訳]

「行政的違法行為に関する事件についての決定は、差し押さえられている物品及び文書並びに押収されている物品に関する問題を取り扱うものとする。ただし、没収又は損害賠償を伴う差押えの方式での行政罰が当該物品又は文書に関して科されている又は科することができる場合は、その限りでない。」

41. 船主による行動とは別に、日本国政府は、在ウラジオストク・日本国総領事館を通じて船舶と船長の早期釈放の要請を行い（2006年11月27日付、2006年11月28日付、2006年12月19日付、2006年12月21日付、2006年12月22日付、2006年12月26日付及び2006年12月27日付の覚書及び書簡）、また、在モスクワ・日本国大使館を通じて同様の要請を行った（2007年1月23日付及び2007年3月7日付の口上書）。

抑留国の裁判所の裁判手続におけるその後の展開

42. 2006年12月28日に、Petropavlovsk-Kamchatskii市裁判所は、船主に対する裁判において判決を言い渡した。その判決において、同裁判所は、次のことを判示した。

[申立国によるロシア語からの英訳]

「金井漁業㈱（訳注：日本での住所略）がロシア連邦行政的違法行為法8.17条2項に基づく行政的違法行為の実行について責任を有することを、認める。また、行政罰として、本件行政的違法行為の対象である海洋生物資源の価値の2倍に相当する金額すなわち286万5,149ルーブル50コペイカの罰金を科し、並びに第53富丸の船体及び船内のすべての技術的装備その他の装備、通信機器、救難用設備及び備付備品を、没収する。」

43. 2007年1月6日に、同船の船主はカムチャツカ州地方裁判所に上訴した。2007年1月24日に、カムチャツカ州地方裁判所は、富丸の没収に関する

Petropavlovsk-Kamchatskii市裁判所の決定を支持した。2007年3月26日に、同船主は、カムチャツカ州地方裁判所決定に関する監督的再審手続 (supervisory review procedure) に基づく裁判を提起した。その裁判手続は、本件裁判の申立訴状が提出された時は、ロシア連邦最高裁判所に係属していた。

44. 2007年4月9日の連邦財産管理庁命令第158-r号で、富丸は「受益者である国により差し押さえられており」、同船はロシア連邦の財産として連邦財産登録簿に記載された。

45. 2007年5月15日に、Petropavlovsk-Kamchatskii市裁判所は、船長に対し、50万ルーブル (約1万9,600米ドル) の罰金を科し、900万ルーブル (約35万3,000米ドル) の損害賠償金の支払いを命じることを、決定した。同船長は、罰金を支払い、損害賠償金は支払わなかったが、2007年5月30日にPetropavlovsk-Kamchatskii市を離れ日本への帰国が許された。申立国によると、この事件での上訴が、現在カムチャツカ州地方裁判所に係属している。

46. 本件裁判の弁論が終結した後の2007年7月26日に、被告国は、当裁判所に対し、ロシア連邦最高裁判所が富丸本体の没収に関する異議申立 (complaint) を棄却したことを、通告した。その棄却の理由は、「本件異議申立の主張に基づく判決を再審理する理由がない」ということであった。

47. 当裁判所が被告国からのこの情報について申立国の意見を聴取したところ、2007年7月27日に、申立国代理人は、特に次の内容の意見を送付してきた。

「 [日本は、] 海洋法裁判所が、本件富丸事件における弁論の第二ラウンドで日本の補佐人が要請したこと、すなわち裁判所が判決において少なくとも早期釈放義務に関する重要な原則問題を取り上げること、を考慮するよう希望する。」

管轄権

48. 当裁判所が管轄権を有するために満たされるべき要件は、海洋法条約292条が定めている。これは次の規定である。

「第292条 船舶及び乗組員の速やかな釈放

- 1 締約国の当局が他の締約国を旗国とする船舶を抑留した場合において、合理的な保証金の支払又は合理的な他の金銭上の保証の提供の後に船舶及びその乗組員を速やかに釈放するというこの条約の規定を抑留した国が遵守しなかったと主張されているときは、釈放の問題については、紛争当事者が合意する裁判所に付託することができる。抑留の時から10日以内に紛争当事者が合意しない場合には、釈放の問題については、紛争当事者が別段の合意をしない限り、抑留した国が第287条の規定によって受け入れている裁判所又は国際海洋法裁判所に付託することができる。
 - 2 釈放に係る申立てについては、船舶の旗国又はこれに代わるものに限って行うことができる。
 - 3 裁判所は、遅滞なく釈放に係る申立てを取り扱うものとし、釈放の問題のみを取り扱う。ただし、適当な国内の裁判所に係属する船舶又はその所有者若しくは乗組員に対する事件の本案には、影響を及ぼさない。抑留した国の当局は、船舶又はその乗組員をいつでも釈放することができる。
 - 4 裁判所によって決定された保証金が支払われ又は裁判所によって決定された他の金銭上の保証が提供された場合には、抑留した国の当局は、船舶又はその乗組員の釈放についての当該裁判所の決定に速やかに従う。」
49. 日本とロシア連邦は、いずれも国連海洋法条約の締約国である。日本は、1996年6月20日に同条約を批准し、同条約は1996年7月20日に日本について発効した。ロシア連邦は、1997年3月12日に同条約を批准し、同条約は1997年4月11日にロシア連邦について発効した。
50. 富丸の旗国としての日本の地位は、被告国から争われていない。ただし、被告国の見解では、同船の没収に伴う同船の所有権の変更により本件申立ては目的を失った、という。
51. 富丸は、Avachinskiy湾内で抑留されている。
52. 申立国の主張によると、被告国が、合理的な保証金の支払いまたは合理的な他の金銭上の保証の提供の後に船舶を速やかに釈放するという海洋法条約73

条2項の規定を遵守しておらず、したがって、本件申立ては条約292条の適用範囲に含まれる、という。

53. 条約73条2項は、次の規定である。

「拿捕された船舶及びその乗組員は、合理的な保証金の支払又は合理的な他の保証の提供の後に速やかに釈放される。」

54. 両当事国は、抑留の時から10日以内に他の裁判所に船舶の釈放の問題を付託することについて、合意しなかった。

55. 船舶の早期釈放を求める本件申立ては、日本政府によりITLOS規則110条及び111条に従って行われた。

受理可能性

56. 海洋法条約292条1項は、釈放に係る申立ては、合理的な保証金の支払いまたは合理的な他の金銭上の保証の提供の後に船舶及び乗組員を速やかに釈放するという条約規定を抑留した国が遵守しなかったという主張に基づいていなければならないと、規定する。本件において、日本の申立訴状にこの主張が示されている。

57. 被告国は、申立国の申立主張1項(c)は曖昧かつ一般的に過ぎるため、早期釈放に係る本件申立ては受理可能でない、と主張する。被告国の見解によると、この申立主張は特定されていないため、当裁判所がこの申立主張を適切に検討することも被告国がこれに回答することも、不可能である。また、被告国は、当裁判所は、海洋法条約292条において、拿捕された船舶が釈放されるための条件を決定する権限を持たない、と主張する。更にまた、被告国は、ITLOS規則113条2項において当裁判所がなすべきことは、船舶と乗組員の釈放のために提供されるべき保証金その他の金銭上の保証の額、性質及び形式を決定することのみである、と述べる。

58. 当裁判所は、本件申立ては、海洋法条約73条2項と合わせて解釈される292条に基づいていることに、留意する。申立国は、当裁判所に対し、条約292条3

項に基づく権限を行使して、合理的な保証金の支払いまたは合理的な他の金銭上の保証の提供の後に当該船舶及び乗組員を釈放するよう命じることを、求めている。

船舶没収の効果

59. 被告国は、富丸の没収を確認したカムチャツカ州地方裁判所判決により海洋法条約292条に基づく本件申立ては目的を失った、と主張する。被告国の主張によると、条約292条3項が定めるように、当裁判所は、釈放に係る申立てを審理するにあたっては、釈放の問題のみを取り扱うべきであって、適当な国内の裁判所に係属する船舶または船主若しくはその乗組員に対する事件の本案には影響を及ぼすべきでない。本件事件は、本案に関して適当な国内裁判所で審理されたのであり、その国内裁判所が言い渡した判決はすでに効力を有ししかも執行されている。その結果、当裁判所は早期釈放に係る申立てを審理する権限を持たないこととなった、という。

60. 被告国は、この主張を支持するため、2006年12月28日にPetropavlovsk-Kamchatskii市裁判所が、当該船舶は没収されるべきこと及び船主は286万5,149.5ルーブル（約11万2,000米ドル）の罰金を支払うべきことを決定した、と述べた。船主はカムチャツカ州地方裁判所に上訴したが、2007年1月24日に同地方裁判所は市裁判所判決を支持した。これに関して、被告国は、当裁判所（ITLOS）に対し、ロシア連邦最高裁判所の2003年8月20日付文書を紹介した。この文書は、上訴された裁判事件における行政的違法行為に関する決定と判決の効力について明らかにするものである。この文書によると、市裁判所裁判官またはこれと同じ審級の裁判官が審理した事件については、その決定または判決はロシア連邦行政的違法行為法30.2条～30.8条の定めるところに従って上訴することができる。

61. 被告国は、上述のロシア連邦最高裁判所文書が記していることに照らして、カムチャツカ州地方裁判所判決はその言い渡しにより直ちに、つまり2007年1月

24日に、効力を有することとなった、という。被告国はまた、上述の裁判手続の終結により及びPetropavlovsk-Kamchatskii市裁判所判決の効力発生により、カムチャツカ州連邦財産管理庁は、2007年4月9日の執行令第158-p号に従い、裁判所判決により没収された富丸の船体をロシア連邦の財産として連邦財産登録簿に記載した、と述べる。

62. 申立国の見解では、この没収は確定したとはみなされ得ない、という。申立国は、当裁判所に対し、富丸の船主は、カムチャツカ州地方裁判所判決に対する監督的再審手続に基づく異議申立を行っており、当該事案はロシア連邦最高裁判所に係属中であることを、指摘した。

63. これに対し、被告国は、ロシア連邦最高裁判所でのこの裁判は上訴ではない、これは最高裁が実施する監督的再審手続に基づいて船主が行った異議申立である、という。つまり、被告国によると、この異議申立はカムチャツカ州地方裁判所の判決の効果を停止するものではない。この監督的再審手続の主な目的は、法規範の適用における統一性を確保することである。したがって、上訴審が支持した決定が無効とされるのは、普遍的に承認された国際法の原則と規範及びロシア連邦が当事国である国際条約が定める人権及び市民的権利並びに自由に違反するような場合である。また、同じく上訴審が支持した決定が無効とされるのは、不特定多数者の権利と正当な利益あるいは公的利益を侵害するような場合である、という。

64. これに対し、申立国は、ロシア連邦最高裁判所での裁判手続がどのような性格を有するかはともかく、本件事件は現在もまだ係属中であることを指摘する。申立国は、この点に関する被告国の反論書の内容に触れつつ、ロシア連邦最高裁判所は、2007年1月24日のカムチャツカ州地方裁判所決定を無効にすることができるということを、強調した。

65. 申立国はまた、富丸がロシア連邦に没収されたとしても同船の国籍は同一であることを強調する。拿捕された船舶が没収されたら海洋法裁判所は早期釈放の管轄権を行使できないとなると、海洋法条約上の早期釈放の義務と手続は、実質的な意味を全く有しないことになる、という。申立国は、いずれにせ

よ、船舶の所有権は船舶の国籍の変更とは区別されると主張する。申立国の見解では、富丸は依然として日本船舶であり、富丸が日本船舶である以上、日本は、船主の国籍が何であれ、同船に関して早期釈放の申立てを行う権利を有する、という。

66. さて、前述46項で示したように、被告国は、当裁判所に対し、本件裁判の弁論終結後の2007年7月26日に、ロシア連邦最高裁が富丸の没収に関する決定に対する監督的再審に基づく異議申立を却下したことを、通告した。

67. 当裁判所はまた、前述47項で述べたように、被告国からのかかる通知に対する申立国の見解について、留意する。

68. ロシア連邦最高裁のこの決定は、本件裁判の弁論終結後になされている。しかし、当裁判所は、この事実を考慮することが適当であると考える。

69. 当裁判所は、2つの問題を区別しなくてはならないことを強調しておきたい。すなわち、(i) 没収は船舶の国籍に影響を及ぼすことがあるかどうか、そして、(ii) 没収によって、船舶の早期釈放に係る申立てはその目的を失うのかどうか、である。

70. 第一の問題について、当裁判所は、船舶の没収は、それのみで自動的に国籍を変更したり失ったりすることはない、と考える。没収は船舶の所有権を変更するが、船舶の所有権と船舶の国籍は別の問題である。海洋法条約91条によると、船舶に対する国籍の許与と船舶の登録に関する条件を定めるのは、それぞれの国である。船舶の国籍国は、旗国つまり船舶が自国の旗を掲げる権利を有する国である。国と自国の旗を掲げる権利を有する船舶との間の法的関係によって両者の間に相互の権利と義務のネットワークが作られるのであり、このことは条約94条が示す通りである。条約94条が定める旗国の重要な任務と条約292条に基づく船舶の早期釈放の手續の開始において旗国が果たす枢要な役割に照らすと、所有権の変更が船舶の国籍の変更ないし喪失を自動的にもたらすと考えることはできない。実際のところ、被告国は、富丸の国籍の変更ないし喪失となるような国内手續を行ったとは、主張していない。

71. 次に、第二の問題に目を向けよう。船舶の没収によって、海洋法条約292条

に基づく船舶の早期積放に係る申立てはその目的を失うのかどうか、である。

72. 海洋法条約73条は、船舶の没収について何も定めていない。他方、多くの国は、海洋生物資源の管理と保存に関する自国の国内法において、漁船の没収措置について規定を置いている。

73. 没収によって船舶の早期積放に係る申立てはその目的を失うのかどうかを検討するにあたっては、早期積放手続の趣旨及び目的を考慮しなくてはならない。また、条約292条3項の規定も考慮しなくてはならない。この規定は次のように定める。

「裁判所は、遅滞なく積放に係る申立てを取り扱うものとし、積放の問題のみを取り扱う。ただし、適当な国内の裁判所に係属する船舶又はその所有者若しくは乗組員に対する事件の本案には、影響を及ぼさない。」

74. 当裁判所がモンテ・コンフルコ号事件判決で述べたように (*ITLOS Reports 2000*, p. 86, at p. 108, para. 70)、海洋法条約73条は、自国の法令の遵守を確保するために必要な適当な措置をとろうとする沿岸国の利益と、保証金その他の保証の提供により自国の船舶と乗組員の早期積放を確保しようとする旗国の利益とのバランスを、設けている。条約292条に基づき下される判決は適当な国内の裁判所に係属する船舶またはその乗組員に対する「事件の本案には、影響を及ぼさない」こと、及び、このこともまた沿岸国と旗国の利益のバランスを維持するための要因であること、を強調しておきたい。

75. 当裁判所は、漁船の没収は、海洋法条約が設けている旗国と沿岸国の利益のバランスを崩すような方法で行われてはならない、と考える。

76. 没収の決定は、船舶の抑留が有する暫定的性格を取り払い、早期積放に係る手続の目的を失わせるものである。この決定は、船主が国内の司法的救済を利用することを妨げるような方法や、旗国が海洋法条約の定める早期積放手続に訴えることを妨げるような方法で、行われるべきでない。また、この決定は、法の適正手続の国際基準に合致しないような手続で行われるべきでもない。特に、没収が不当に性急に決定されると、海洋法条約292条の運用を危うくすることになる。

77. ところで、海洋法条約292条の目的から考えると、旗国は適時に行動することが義務づけられている。この目的を達成するには、船主と旗国が、合理的な期間内に、抑留国の国内司法制度を用いるかあるいは海洋法条約292条の早期釈放手続を開始する必要がある。

78. 早期釈放手続の趣旨及び目的を考えると、船舶没収の決定があっても当裁判所が船舶の早期釈放の申立てを審理することは妨げられないが、他方で、抑留国の国内裁判所での裁判手続は依然として係属することを、強調しておく。

79. ロシア連邦最高裁判所の決定により、国内裁判所での手続は終結した。このことは、申立国も争っていない。この最高裁決定について通告があった時から、申立国は、富丸の没収が確定していないという主張をしなくなった。また、法の適正手続の国際基準への合致がなかったという主張はなされていないし、本件没収を命じた裁判手続が国内的救済または国際的救済を利用する可能性を失わせるような手続であるという主張もなされていない。

80. 当裁判所が海洋法条約292条に基づき本件船舶を釈放すると決定すると、その決定は、適当な国内裁判所での裁判手続を確定させた決定に矛盾し国の権限を侵害することになるから、条約292条3項の規定に反することになる、といえよう。

81. 以上に述べた理由で、当裁判所は、両当事国が示したいくつかの申立主張に関して明示的に宣告する必要はなく、本件申立てはその目的を失ったと考える。

主文

82. 以上の理由で、

当裁判所は、

全員一致で、

日本による本件申立てはその目的を失ったこと、したがって当裁判所はこの申立てについて決定を行うことは求められないこと、を認定する。

本判決は、2007年8月6日に自由ハンザ都市ハンブルグにおいて、等しく正文である英語とフランス語で3部作成された。うち1部を当裁判所の文書保管室に置き、他の2部をそれぞれ日本政府とロシア連邦政府に送付する。

(Wolfrum国際海洋法裁判所長の署名)

(Gautier国際海洋法裁判所書記の署名)

(Nelson及び柳井各裁判官が、ITLOS規則125条2項により与えられた権利を行使して、本判決に宣言を付した。また、Jesus及びLucky各裁判官が、ITLOS規程30条3項により与えられた権利を行使して、本判決に個別意見を付した。)

柳井裁判官の宣言

私は富丸事件の判決を支持したが、早期釈放手続の適切な機能の問題について、若干の意見を述べておきたい。

1. 富丸事件での中心的な争点は、船舶没収が国連海洋法条約における早期釈放手続に対していかなる効果を有するか、であった。しかし、2007年7月26日にロシア連邦最高裁が本件没収を確定したため、海洋法裁判所は、「日本による本件申立てはその目的を失ったこと、したがって当裁判所はこの申立てについて決定を行うことは求められないこと、を認定」した(判決主文)。その結果、当裁判所は、本件事件の他の問題、特に保証金の問題について、見解を述べる機会を失った。そこで、私は、合理的な保証金の額の問題以外についての若干

の問題について、意見を示したいと思う。

2. 富丸事件を複雑にしたのは、2つの要因による。1つは、旗国である日本が、当裁判所に申立てを行うのに時間をかけてしまったことである。富丸がロシアの監督官によりロシアの排他的経済水域内で乗船され立入検査を受けたのは2006年10月31日であり、その後、抑留された。しかし、本件申立訴状が提出されたのは、2007年7月6日であった。この期間が徒過する間に、富丸の没収手続がロシア連邦内で進められたのである。

もう1つの要因は、ロシア連邦の法制において、抑留された外国漁船の釈放手続と保証金制度が複雑であることである。

富丸の船主は、2006年12月12日付のロシアの関係当局からの書簡によって、当該船舶によりロシア連邦に生じた損害の額が880万ルーブルに相当すること、及び、保証金が支払われれば当該船舶を自由に使用することをロシア当局は妨げないこと、の通知を受けた（本件判決36項）。船主がこの金額を支払わなかったのは、保証金を支払っても船舶が釈放されることはないという理由があったからである。それは、この保証金は、刑事事件に関係する保証金であって、船舶の船主に対して設けられた行政的違法行為事件を対象とするものではない、と考えられたことである。そのため、船主は、Petropavlovsk-Kamchatskii市裁判所に対して、行政的違法行為事件についての保証金の額を定めるよう求めた。同市裁判所は、2006年12月19日に、この請願を拒否した。その理由は、ロシア連邦行政的違法行為法は、行政的違法行為事件の被告が保証金を支払ったときは当該財産を釈放することを定めていないためであった（本件判決39項）。

要するに、保証金が定められたのは本件刑事事件についてであって、行政事件については保証金が定められなかった。それは、行政的違法行為法に関連規定が置かれていないためである。つまり、保証金制度に整合性の欠如（fragmentation）があった、ということである。

富丸の船主は、これとは別の困難に直面した。それは、ロシア当局が求めた880万ルーブルの金額の性質が、2006年12月の時点で不明確であったことである。当初のロシア当局からの説明では、これは富丸が引き起こした損害についての

任意賠償金 (voluntary compensation) であるということであったが、当裁判所での裁判においては、被告国はこれは保証金であるとしている。船主と船長は、これ以外にも行政的なあるいは手続上の困難に直面したのであるが、これについては詳述を控える。

3. 沿岸国は、海洋法条約の関連規定の定めるところに従い、自国の排他的経済水域において主権的権利を行使し、自国の法制と手続が海洋法条約に合致するよう確保すべきであり、そうすることで、国際海洋法制（早期釈放手続を含む。）は適切に機能することができる。私がこのような意見を述べているのは、特定の国やその国内法制を批判するためではなく、海洋法条約における早期釈放手続がよりよく機能することを希望してのことである。このことに留意してまた富丸事件と豊進丸事件での経験を踏まえて、私は次の4点について述べておきたい。

(a) 国内法における保証金その他の保証の制度は、整合性を欠くのではなく統一化されるべきである。言い換えると、拿捕された船舶と乗組員は、合理的な保証金その他の保証の提供の後に速やかに釈放されなくてはならず、これ以外の保証金その他の条件は課されてはならない。

(b) 早期釈放に関する国内手続（保証金その他の保証を含む。）は、単純で透明性のあるものにして、拿捕された船舶の船主とその旗国がその沿岸国の手続を容易に理解できるものにすべきである。そうすれば、抑留した国と旗国の間の紛争を、回避することができよう。

(c) 抑留している国は、合理的な迅速さで、保証金その他の保証の額を決定し、船舶船主と利害関係者にそれを通知すべきである。早期釈放手続の実施が不当に遅れると、船主に経済的損害を与えるし、乗組員に対する人道的問題も生じる。

(d) 早期釈放に関する国内手続は、公正を確保するため法の適正手続の原則に基づいて実施されるべきである。

(柳井裁判官の署名)

【資料】 国際海洋法裁判所「富丸事件」 (早期釈放) 2007年8月6日判

(2018年1月10日稿)

【付記】 本稿は、科学研究費補助金基盤研究(B) (一般) 「国連海洋法条約体制の包括的分析 一条約発効20年の総括と将来への展望」 (JSPS科研費15H03294) による成果の一部である。